

意見書(案)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除制度は、令和6年3月末までの時限措置となっている。

軽油引取税の課税免除措置は、道路の利用に直接関連しない機械等に使われる軽油を対象として、本県の基盤産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキー場関連産業では、スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば、関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、令和6年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和5年7月10日

提出者 山形県議会総務常任委員長 能登 淳 一

意見書(案)

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書

食料・農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化と担い手の減少、頻発する自然災害による度重なる農地被害の発生、肥料原料や飼料穀物の高騰などにより一層厳しさを増している。

本県においては、農業が主要な産業の一つとして地域経済の維持発展を支えるとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全等のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化により安定的な営農の継続が危ぶまれ、農業の担い手の確保に多大な影響が生じている。

現在、国においては、食料安全保障の強化を柱とし、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」(以下「基本法」という。)の見直しに向けた検討作業を進めている。農業を持続的に発展させるためには、認定農業者等の中心的な担い手はもとより、多様な人材を担い手として確保・育成していくことや豊かな農業・農村環境を保全することが極めて重要であることから、中長期的な展望に立った食料・農業・農村に関する力強い政策の理念及び施策の充実が求められている。

よって、国においては、将来にわたる食料の安定確保と農業生産基盤の維持に向け、基本法の見直しにあたり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農業振興及び農村振興の両面から、多様な担い手を基本法に位置付けること。
- 2 国土と農業生産環境を保全する役割に対する新たな直接支払制度を導入するなど、施策全般にわたり充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官
あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和5年7月10日

提出者 山形県議会農林水産常任副委員長 石黒 覚